

特定随意契約による役務の提供について（契約前公表）

役務の提供について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、奈良県契約規則第16条の2第2項の規定により次のとおり公表する。

令和3年 3月 8日

奈良県うだ・アニマルパーク振興室長
藤 井 幸 雄

1 契約の名称及び数量

名称：うだ・アニマルパーク庁舎清掃業務委託

※ 詳細は別紙仕様書のとおり

2 契約相手方の選考基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

- (1) 期限までに有効な見積書を提出したシルバー人材センターのうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出したシルバー人材センターを契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2者以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出したシルバー人材センターがない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出先

住 所：宇陀市大宇陀小附89
所 属：うだ・アニマルパーク振興室
宛 名：うだ・アニマルパーク振興室長

(2) 提出期限

令和3年3月26日（金）午後1時

(3) その他

- ① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。
- ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
ア 上記2に該当しない者が提出した見積書
イ 記名押印を欠く見積書
ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
エ 価格を加除訂正した見積書
オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約事務を担当する所属

所 属 名 うだ・アニマルパーク振興室
住所：宇陀市大宇陀小附89
電話：0745-83-2563（ダイヤルイン）
FAX：0745-83-2573

6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

うだ・アニマルパーク庁舎清掃業務委託仕様書

この仕様書は奈良県うだ・アニマルパーク振興室長（以下「甲」という。）と、委託契約締結者（以下「乙」という。）とが締結したうだ・アニマルパーク庁舎清掃業務委託契約書に基づくうだ・アニマルパーク都市公園ゾーン（以下「公園」という。）及び動物愛護センターに係る庁舎清掃業務の基準を定めるものである。

1 作業員

- （１）乙は、公園の庁舎清掃（便所含む）及び動物愛護センターの庁舎清掃（便所含む）を行う。
- （２）作業にかかる備品等は、甲が提供する。

2 報告

- （１）乙は、業務終了後は甲に報告するものとする。
- （２）業務中に異常を発見した場合は、直ちに甲に報告し、対処するものとする。

3 業務

公園の庁舎清掃（便所含む）及び動物愛護センターの庁舎清掃（ゴミ出し含む）。

4 履行期間

令和３年４月１日から令和４年３月３１日

5 履行日時

都市公園ゾーン	原則火・木	午前	８時００分から午前１０時４５分
	土	午前	８時００分から午後１１時３０分
	日・祝日	午前	８時００分から午前１０時３０分
	繁忙期土・日・祝日	午後	２時００分から午後３時００分
動物愛護センター	原則 火	午前	１０時１５分から午前１１時４５分
	土	午前	９時００分から午前１０時４５分

6 見積について

業務における事務費等の諸経費を含めた１時間あたりの単価を算出。

7 その他

- （１）その他、甲が必要と認める場合には、甲乙協議のうえ乙が実施するものとする。
- （２）本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議し定めるものとする。